

「長野県労働問題審議会」の概要

1 設置根拠

長野県附属機関条例（令和2年3月19日長野県条例第3号）

2 担当事務

次の事項について調査審議を行う（第2条）

- ① 労使関係、労働福祉、労働経済、労働教育等に関する重要事項
- ② 上記のほか、国の施策と相まって行う雇用に関する緊急かつ重要事項

3 委員

(1) 人数及び構成

労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員各5人（第3条）

(2) 任期

2年（第4条）

4 会長等

(1) 会長

学識経験者である委員のうちから、委員が互選（第5条第1項）

(2) 会長代理

学識経験者である委員のうちから、あらかじめ会長が指名（第5条第3項）

5 近年の開催状況

年度	議題
令和元年度	第1回 最近の経済・雇用情勢について 第2回 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の見直しについて
令和2年度 (書面開催)	最近の雇用情勢について 新型コロナウイルス感染症への対応について
令和3年度	経済・雇用情勢について 労働・雇用環境への影響と課題について 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の刷新について
令和4年度	経済・雇用情勢等について 次期総合5か年計画(案)について
令和5年度	経済・雇用情勢等について 人口減少下における人材確保プロジェクトについて 長野県就業促進・働き方改革戦略会議「アクションプラン」見直しの方向性について